様式第２（施行規則第13条関係）

定期報告書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

住　　所
法　人　名
法人番号
代表者の氏名

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（以下「法」という。）第９条第１項の規定に基づき、次のとおり報告します。

１　デジタルプラットフォームの名称

２　デジタルプラットフォーム提供者及びその代表者の氏名※２

３　デジタルプラットフォーム提供者の主たる事業所の所在地※２

＝＝＝＝＝＝

（記載上の注意）

１．(1)◆印の欄は、特段の定めのない限り、任意で記載すること。
(2)特段の定めのない限り、報告書を提出すべき日の属する年度の前年度（以下「前年度」という。）の数値又は内容を記載すること。
(3)数値を記載する場合にあっては、当該数値を算出するに当たり、どのような方法により当該数値を取得したのか説明を付すこと。当該数値を本邦通貨に換算する場合には、提出時における外国為替相場（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第７条第１項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいう。）によること。

２．デジタルプラットフォームを共同して提供する場合は、全ての者に関する情報について、記載すること。

１．　特定デジタルプラットフォームの事業の概要に関する事項

（１）特定デジタルプラットフォームの事業の概要

（２）特定デジタルプラットフォームの事業に関する数値※３

①法第４条第１項の事業の規模を示す指標に係る数値として十分に合理的なもの

＜数値の取得方法に係る説明＞

②国内の商品等提供利用者の数

＜数値の取得方法に係る説明＞

＝＝＝＝＝＝

（記載上の注意）

３．(1)「（２）特定デジタルプラットフォームの事業に関する数値」において、法第４条第１項の指定を受けた年度の報告書の記載にあっては、指定を受けた月の末日時点の数値も併せて記載すること。

(2)「①法第４条第１項の事業の規模を示す指標に係る数値として十分に合理的なもの」においては、１億円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。

(3)「②国内の商品等提供利用者の数」

・アクティブな商品等提供利用者（特定デジタルプラットフォームを利用するものに限る。以下同じ。）の数（特定デジタルプラットフォームの事業の実態を踏まえて利用頻度が相当程度であると認めることができる商品等提供利用者の数をいう。）とそうでない者の数を区別することが可能な場合にあっては、それぞれの数を記載すること。

・前年度の末日時点の数値を記載すること。

・１千未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。

◆③その他特定デジタルプラットフォームの事業に関する数値

＜数値の取得方法に係る説明＞

＝＝＝＝＝＝

（記載上の注意）

３．(4)「③その他特定デジタルプラットフォームの事業に関する数値」においては、売上額（商品等提供利用者が特定デジタルプラットフォーム提供者に支払う手数料等の総額をいう。）、取引数、国内の一般利用者（特定デジタルプラットフォームを利用するものに限る。以下同じ。）の数（前年度末日時点のものとする。）、国内のアクティブな一般利用者の数（特定デジタルプラットフォームの事業の実態を踏まえて利用頻度が相当程度であると認めることができる一般利用者の数をいい、前年度末日時点のものとする。）、取扱商品等数（前年度末日時点のものとする。）その他の特定デジタルプラットフォームの事業に関する数値について、任意に記載すること。特定デジタルプラットフォームにより提供される場に係る事業が特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第４条第１項の事業の区分及び規模を定める政令（令和３年政令第17号）第１項の表第４号の中欄に規定する事業である場合は、国内の一般利用者の数（前年度末日時点のものとする。）を記載すること。

２．　特定デジタルプラットフォームについての苦情の処理及び紛争の解決に関する事項

（１）商品等提供利用者からの苦情及び紛争の件数

＜数値の取得方法に係る説明＞

（２）苦情及び紛争の主な類型

（３）苦情及び紛争の処理期間の平均期間

＜数値の取得方法に係る説明＞

（４）苦情及び紛争の結果の概要

◆（５）その他苦情の処理及び紛争の解決に関する事項※４

＝＝＝＝＝＝

（記載上の注意）

４．「（５）その他苦情の処理及び紛争の解決に関する事項」においては、苦情及び紛争の主な類型ごとの例、当該例における特定デジタルプラットフォーム提供者の対応状況、法第５条第２項第２号に掲げる事項に関する一般利用者からの苦情の処理及び紛争の解決の概要その他の苦情の処理及び紛争の解決に関する事項について、任意に記載すること。

３．　法第５条第１項から第４項までの規定に基づく開示の状況に関する事項※５

（１）利用者に開示した提供条件の内容

◆（２）法第５条第３項及び第４項の規定に基づき開示された事項その他同条第１項から第４項までの規定に基づく開示の状況に関する事項

＝＝＝＝＝＝

（記載上の注意）

５．(1)「（１）利用者に開示した提供条件の内容」

・「利用者」は、特定デジタルプラットフォームを利用するものに限る。

・前年度の末日時点の数値を記載すること。

(2)「（２）法第５条第３項及び第４項の規定に基づき開示された事項その他同条第１項から第４項までの規定に基づく開示の状況に関する事項」における「法第５条第３項の規定に基づき開示された事項」については、法第５条第３項各号に掲げる事項それぞれについて、主な類型及び当該類型ごとの開示の例、第９条第１項各号及び第２項に掲げる場合における同条第１項各号及び第２項各号ごとの主な類型及び当該類型ごとの例について任意に記載すること。

(3)「（２）法第５条第３項及び第４項の規定に基づき開示された事項その他同条第１項から第４項までの規定に基づく開示の状況に関する事項」における「法第５条第４項の規定に基づき開示された事項」については、法第５条第４項各号に掲げる事項それぞれについて、主な類型、当該類型ごとの開示の例及び実際に設けた事前通知の日数の例、第12条各項各号に掲げる場合における同条各項各号ごとの主な類型及び当該類型ごとの例について任意に記載すること。

４．　法第７条第１項の規定に基づき講じた措置に関する事項

（１）特定デジタルプラットフォーム提供者が商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図るために講ずべき措置についての指針（令和３年経済産業省告示第16号。以下「告示」という。）２．１に示された方向性を実現するために講じた措置の具体的な内容及び当該措置が当該方向性を実現する上で適切かつ有効なものと考える理由

①告示２．１．１①及び２．１．２①に関する事項

②告示２．１．１②及び２．１．２②に関する事項

③告示２．１．１③及び２．１．２③に関する事項

（２）告示２．２に示された方向性を実現するために講じた措置の具体的な内容及び当該措置が当該方向性を実現する上で適切かつ有効なものと考える理由

①告示２．２．１①及び２．２．２①に関する事項

②告示２．２．１②及び２．２．２②に関する事項

（３）告示２．３に示された方向性を実現するために講じた措置の具体的な内容及び当該措置が当該方向性を実現する上で適切かつ有効なものと考える理由

①告示２．３①に関する事項

②告示２．３②に関する事項

（４）告示２．４に示された方向性を実現するために講じた措置の具体的な内容及び当該措置が当該方向性を実現する上で適切かつ有効なものと考える理由

①告示２．４．１①及び２．４．２①に関する事項

②告示２．４．１②及び２．４．２②に関する事項

③告示２．４．２③に関する事項

◆（５）その他法第７条第１項の規定に基づき講じた措置に関する事項

＝＝＝＝＝＝
（記載上の注意）
6．「4．法第7条第1項の規定に基づき講じた措置に関する事項」においては、告示2．1．2①、2．1．2②、2．1．2③、2．2．2①、2．2．2②、2．4．2①及び2．4．2②に関する事項については、特定デジタルプラットフォームにより提供される場に係る事業が、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第4条第1項の事業の区分及び規模を定める政令第1項の表第3号又は第4号の中欄に規定する事業である場合に、告示2．4．2③に関する事項については、特定デジタルプラットフォームにより提供される場に係る事業が、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第4条第1項の事業の区分及び規模を定める政令第1項の表第4号の中欄に規定する事業である場合に、それぞれ記載すること。

５．　法第９条第１項第２号から第４号までに掲げる事項について自ら行った評価に関する事項[※6]

（１）法第９条第１項第２号に掲げる事項について自ら行った評価に関する事項

（２）法第９条第１項第３号に掲げる事項について自ら行った評価に関する事項

（３）法第９条第１項第４号に掲げる事項について自ら行った評価に関する事項

（４）特定デジタルプラットフォームの事業の運営実態を踏まえ、透明性及び公正性の観点から特に留意して講じた措置に関する事項がある場合は、当該事項及びその評価

◆（５）その他法第９条第１項第２号から第４号までに掲げる事項について自ら行った評価に関する事項

以上

＝＝＝＝＝＝
（記載上の注意）
７．(1)「（１）法第９条第１項第２号に掲げる事項について自ら行った評価に関する事項」においては、告示（特定デジタルプラットフォーム提供者自ら行動指針を定めた場合にあっては、告示及び当該行動指針。(3)において同じ。）を踏まえた評価について記載すること。
(2)「（２）法第９条第１項第３号に掲げる事項について自ら行った評価に関する事項」においては、次に掲げる事項について記載すること。
①当該開示の状況が利用者にとって明確かつ平易な表現を用いたものになっていたどうかについての評価
②第９条第１項各号若しくは第２項各号に掲げる場合又は第11条第１項各号若しくは第２項各号に掲げる場合に該当するものと判断した場合において、当該判断に十分な理由があったかどうかについての評価
(3)「（３）法第９条第１項第４号に掲げる事項について自ら行った評価に関する事項」においては、告示を踏まえた評価について記載すること。
(4)「（５）その他法第９条第１項第２号から第４号までに掲げる事項について自ら行った評価に関する事項」においては、自ら行った評価の方法（評価を行った部署、外部の意見を聴取した場合にあってはその旨、自ら行った評価に関してKPIを設定した場合における当該KPIに関する事項その他の評価の方法に関する事項、特定デジタルプラットフォームの事業運営の方針や今後の展望を踏まえた自己評価等をいう。）その他の法第９条第１項第２号から第４号までに掲げる事項について自ら行った評価に関する事項について、任意に記載すること。